

第1回 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会 会議録

日 時 令和2年6月11日（木）午後2時～午後3時48分

場 所 吉野町中央公民館 大ホール

出席者（委員9名）

島 秀次（上市地区）、生駒 勝（吉野地区）、上田秀幸（中荘地区）、
小松 正（国栖地区）、森本和雄（龍門地区）、藤裏 勲（中竜門地区）、
里田良子（公募委員）、菊谷久美（公募委員）、荒井喜久雄（学識経験者）

（事務局5名）

副町長 和田圭史、暮らし環境整備課長 紺田正俊、同主幹 乾 悌、
同補佐 岡本弘文、同参与 奥田昌弘、同任用職員 浦西正純
（株）環境技術研究所 奈良営業所長 村井康一、
資源循環技術グループ長 山本暁久、
奈良営業所 高田隆輝

司会進行： あいさつ

1. 町長挨拶

中井町長： 皆さん、こんにちは。吉野町長の中井でございます。

本日は、第1回吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会ということでご出席賜り、ありがとうございます。この後、委嘱状の交付をさせていただきますけれども、本来であれば、先ほど司会が話しましたとおり5月を予定しておりましたけれども、コロナウイルスの関係で少し延びました。

今回のこのあり方検討委員会でございますけれども、3月の議会で要綱を定めさせていただきました。この経緯に関しましては、ちょうど1月の町長選挙がございました。その中でいろいろ町民の皆さん方に、今後の方向性について正しい情報がなかなか届かなかった、そんな中で、やはり公開の形で、そして見える形で吉野町のごみ処理政策について進めていきたい、

そんな思いの中、検討委員会を立ち上げさせていただきました。

本来でありますと、元々この根本にあるのは、さくら広域環境衛生組合、この脱退予告を昨年1月に行いました。そして、昨年の10月に正式脱退という形で、その後、いろいろ吉野町としての単独の方向性、そしてまた、どういったところが吉野町の持続可能な安定的なごみ処理政策になるか、いろいろ課題等々を議論いただきながら、そして、方向性を進める中の選挙戦でございました。今回、今の吉野町の抱えている現状、そしてまた、奈良県においても広域化が進んでおります。ただ、この広域化もいろいろまだまだ再編していく部分がございます。少し長期的な視点からもこの吉野町のごみ処理政策について皆さん方のご意見、そしてまた方向性をご検討いただければなというふうに思います。

今回の検討委員会に関しましては、11月、12月を目処に、諮問機関という形である一定の方向性を踏まえて、私のほうで町行政としてのごみ処理、一般廃棄物処理に対しての方向性を示していきたいと考えてございます。非常に限られた回数の中と思いますけれども、皆さん方の忌憚のないご意見や考え方、そしてまたごみに対する考えを、この会議を通して意見交換、そしてまた議論していただければなというふうに思います。

本当にコロナウイルスで、今年、自宅での廃棄が増えました。いろんな意味でごみの量も、全国的に見ても自宅でのごみも増えてます。吉野町におきましても、今回の一般廃棄物処理からごみの減量化とかりサイクルとか、そういった環境に優しいまちづくりを目指して推進していきたいなというふうに思っておりますので、どうかご意見がございましたらご意見をいただいで、より良いまちづくりのごみ処理政策につなげたいと思いますので、皆さん方のご協力、ご理解をよろしくお願いいたしまして冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

(9名の委員に委嘱状を交付)

3. 出席者紹介

(委員出席者の自己紹介)

(事務局出席者の自己紹介)

事務局： 報道関係の皆様は、ここで一旦退席をお願いしたいと思います。会議に先立ち、本日の資料の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○資料の確認

- ①次第
- ②あり方検討委員名簿
- ③説明資料
- ④委嘱に対する承諾書
- ⑤返信用封筒
- ⑥債権者登録用紙
- ⑦個人番号（マイナンバー）提供のお願い

○あり方検討委員会の役割並びに確認事項について

【資料3】

はじめに

1. これまでの検討の経緯について
2. 委員会のスケジュール及び検討内容
3. 委員会の公開、委員会設置要綱、会議運営等について
 - 1) 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会設置要綱施行の報告
 - 2) 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会の会議の運営に関する定めの承諾について

質問と回答

委員： こういう資料を、他の地区長会には送っていただけませんか。僕らは、地区区長会で年に1回か2回ぐらいは、皆で寄り合って話し合いをするので

すけど、それをこんなんでも他に話ができないという、ほんなら資料だけでも送っていただく、そら全部が全部送られないか分からへんけども、そういう資料を、そういう話合いの場で事細かく話できないところがあると思う。ですから、そういう資料だけでも送っていただけたらなと思います。

事務局： 会議終わった後に資料をお配りするとか、その辺はちょっと考えさせてもらいます。

事務局： 今、運営に関してご説明等ありましたけども、それについてご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

事務局： 異議なしのお言葉をいただきましたので、これで定めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4. 検討委員長及び副委員長の選出

事務局： それでは次に、検討委員長及び副委員長の選出でございます。要綱の第6条におきまして、委員長、副委員長につきましては委員の互選によるということになっております。どなたかご意見等ございますでしょうか。

委員長は互選により、荒井喜久雄氏が選出されました。

委員長： ただいま委員長に選出されました荒井でございます。

初めに、全国都市清掃会議についてちょっとご紹介させていただきたいと思います。全国都市清掃会議は、全国の市町村等を会員といたしまして、清掃事業についての調査、研究、普及等を事業としている公益社団法人でございます。私は、ここ10年ぐらい樫原市さんのごみ処理施設、またし尿処理施設の運営者の事業支援作業にずっと関わってきまして、樫原市にも、何回か来ております。

最近はちょっとコロナ、コロナで元気がないんですけども、いわゆるコロナの感染症、感染症対策というのがごみ処理事業の一番スタートだと言われていています。1900年に汚物掃除法というのが制定されて、いわゆる公衆衛生の確保、地域環境の保全ということに力を入れないと、コレラ、あるいはペストといったような感染症に冒されて日本がガタガタになってしまうということで、ごみ処理、それから下水道の整備という形でやっています。最近では、どちらかというトリサイクルということで資源循環の方に目が行ってまじですけども、やはりごみ処理の基本というのは公衆衛生の確保に関しまして、改めて見直されたところでございます。

これから4回にわたって、皆様方と知恵を絞りながら、吉野町のよりよいごみ処理体制を構築するための案を審議してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 副委員長様の選出をしたいと思います。どなたかご意見ございますでしょうか。

副委員長は互選により、小松 正氏が選出されました。

副委員長： ただいま副委員長に指名されました小松でございます。もう委員長は学識ですから、委員長さんがおってくれますので、私は補佐役ということで、委員長の補佐役として吉野町のよりよいごみ処理の方針が出てきますように、私も委員の1人ですけど、よい知恵を出したいと思います。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

事務局： 続きまして、会議の運営にあります会議の公開でございます。原則公開とすることとなっておりますが、本日、傍聴人が来ておりますので、公開をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局： 本日、公開ということさせていただきます。

なお、会議録のほうにつきましても原則公開とさせていただいておりますが、本日、ICレコーダーで録音を取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、報道関係に入らせていただきます。

委員： 文書を読んどったら、守秘義務や何やと、言うたら守秘義務という話が出てまして、それが公開と、言うたらあかんことの守秘義務が発生するんだと思いますけども、先ほど委員の方が地区長会に持ち帰ってという話でしたけども、これ、各地区から代表として、権限を持ってきとるわけですね。

事務局： はい、そうです。なお、会議録につきましては、委員長様、副委員長様、また皆様に見ていただいた後、公開をすると、ホームページで公開という形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴で参加される方につきましては、事前に注意事項等をお配りさせていただいておりますので、それに沿ってよろしくお願いいたします。

それでは、ここから議事に入りますので、ここからは議長様、よろしくお願いいたします。

5. 議 事

①吉野町におけるごみ処理の状況について

委員長： それでは、手元の資料1の次第に沿いまして今日の議事を進めてまいりたいと思います。

①のところで、吉野町におけるごみ処理の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料の7ページになりますが、お開きいただきたいと思います。吉野町のごみ処理の現状についてということで、ごみ処理の流れということで示しております。

現在、吉野町では7分別によりまして一般廃棄物の収集を行っております。大きく、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、古紙でございます。その主な内容については、この表のほうをご一読いただけたらと思います。燃えるごみの中でアルミ類というふうな表記ございますけれども、これはクッキングホイルということでご理解いただきたいと思います。週2回もしくは月1回の頻度で、町の収集車が指定袋、もしくは証紙を貼られた廃棄物の収集に当たっています。また、三町村クリーンセンターのほうへの直接持込みも可能でございます。

ごみ収集の日程等でございますが、大きく4ブロック、4コースに分かれて行っています。1つは、上市・橋屋・左曾・六田地区、これはAコース、Bコースが竜門・中竜門、Cコースが吉野山・飯貝・丹治、Dコースは国栖・中荘。

8ページに1か月の収集のスケジュール、現状の部分を示させていただいております。例えば3日の月曜日、Aコースが、粗大ごみ、Bコース、これは龍門・中竜門ですが、そのうちの千股だけ、収集のルートの関係で粗大ごみの収集を行っております。Cコース、Dコースにおきましては、それぞれ可燃物の収集をパッカー車で行っております。基本的に月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、そのいずれかの日に燃えるごみの収集を行っております。

9ページは、各施設における搬入日及び処理日程の予定ということで、例えば燃えるごみにつきましては、収集、その下にCコース・Dコース、Aコース・Bコースという表記で示させていただいております。この赤のラインは収集日、そして青のラインがそれを処理するということで、可燃物につきましては、その日のうちに処理場のほうへ搬入しますので、即日処理と。この中で、粗大ごみにつきましては、収集日、その収集日にも処理を行いますが、その量によりましてはまた違う日に処理を依頼することを9ページで示させていただいております。

その次、10ページのほうをお開きいただきたいと思います。吉野町におけるごみ処理の流れということでございます。このフロー図の、ごみ処理フローの1という図のほうに示させていただいております。

まず、燃えるごみにつきましては、一般収集で収集しました分につきましては、直接榎原市の「クリーンセンターかしはら」さんのほうへ運搬いたしまして焼却処分と。また、可燃ごみの持込みのごみにつきましては、一旦クリーンセンターのほうへ町民の皆さんが持ち込みされたごみを「クリーンセンターかしはら」のほうへ運搬して、そこで焼却処分をお願いしていると。また、粗大ごみ、燃えないごみ等につきましては、粗大ごみ処理施設のほうで細かく砕いたり、機械によって処理がしやすいような形にしてそれぞれ処理を行っております。また、資源ごみにつきましては、それぞれの手で分別したり、機械で分別したり、いろんな方策によりまして、一部は、その部分は資源回収業者のほうに売却します。また、どうしてももう処理ができないものにつきましては、最終処分場で処理する。また、その中で燃えるごみにつきましては焼却処分というふうな形を取っています。

10ページの下段の部分ですが、ごみ処理の組織体制ということで、現在、吉野町では、美吉野環境ステーションを町のごみ処理の拠点といたしまして、13名の職員で運営をしております。事務所のほうで事務関係のほうは2名、そして収集関係のほうは11名、使用しております車につきましては、パッカー車、2トン車で4台、ダンプのほうは2トンダンプが2台、軽トラ1台、その他、環境対策室のほうでは5名の職員のほうに従事しております。主に河川の散乱ごみであるとか、動物の死骸であるとか、環境部門の収集業務のほうに当たっています。そちらのほうでは1トン車1台、軽トラ1台で対応しております。そして、吉野三町村クリーンセンター、現在の組織では、施設対応者が14名で、事務関係、そして粗大ごみ、可燃物、不燃物、リサイクル関係の処理を行っております。

11ページ、その右のページにあります、それぞれの各施設の概要を載せております。

まず、一番上が榎原市のクリーンセンターということでございます。焼却が255トン、24時間当たりで、85トンが3炉ございます。灰溶融が24時間で80トン、40トンの炉が2炉でございます。

そして、その次が粗大ごみ処理施設、これは吉野三町村クリーンセンター

にございます施設です。この中では、その次の写真のように剪断、破碎と
いうことで、例えば、この下から2番目の写真ですが、裁断機がございま
して、そこにこういう布団とか大きな処理する廃棄物を投入いたしまして、
細かく刻んで、その右にございますような状況のようにして、可燃の処理
とかしやすいようにしております。

一番下の写真が缶の圧縮でございます。このピットのほうに皆さんのご家
庭から出されました缶ごみですね、アルミ、鉄、それが混在したものを投
入します。機械の中でアルミと、それから鉄ごみ、鉄のスチール缶にそれ
ぞれ自動分別しまして、そしてこういうブロックの形で排出されます。ス
チールのほうが1ブロック50キロ、アルミのほうが1ブロック20キロでご
ざいます。

そして、12ページ、1ページめくっていただきたいと思います。リサイク
ルセンターで、この場所では不燃物の解体、ビンの、空きビンですね、
ビンにつきましては、それぞれの色ごとに分別、ペットボトルの減容、古
紙の分別を行っております。

まず、不燃物の解体でございますけれども、例えば家電等を分解し、その
中で鉄やアルミ、銅など有価物については売却いたします。また、プラス
チックその他可燃性のごみにつきましては可燃処理をいたします。また、
水銀等含まれております蛍光灯につきましては、蛍光灯を1つの容器に集
めまして処理業者のほうに引き渡しております。

ビンの色分別につきましては、茶色、白、そしてその他というふうに分け
ております。これは全て手作業の作業になります。

ペットボトルの減容、これは皆さんの家庭からキャップとラベルを取って
いただいたペットボトルのほうを圧縮して、ブロックにして、有価物とし
て売却しております。

古紙の分別といたしましては、主に段ボール、新聞、雑誌、紙パック、こ
の4種類に分けまして、それぞれ有価物として売却をしております。

13ページの一番下段が最終処分場ということでございます。ここへは焼却
した残りの焼却灰、そして、いろんな不燃物等を整理した後の残渣、どう
しても、もう処分できないものにつきましては、こちらのほうで埋立て処

理をしております。

1 ページめくっていただきまして、その吉野三町村クリーンセンターの施設の全体配置図でございます。

15ページになります、ごみの排出量、処理量の実績ということで、平成22年から令和元年までのそれぞれの年度ごとのごみの排出量、そして、1人1日当たりの排出量、そして、一番下にはそのときの人口を示してございます。やはり令和元年度のごみの総排出量につきましては2,446トンということで、一番左、平成22年度に比べましたら約18%の減となっております。トン数で言いましたら533トンの減となっております。

その下の図2、ごみ排出量の実績の推移ということで、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、それぞれちょっと分かりにくい色合いかも分かりませんが、この棒グラフで示しております。そして、上の折れ線グラフが1人1日当たりの排出量ということでお示しをしております。

16ページにはそれぞれの可燃ごみ、不燃物、資源ごみです。まずは、可燃ごみ、不燃ごみにつきましては、どのような形で持込み、収集のほうが多いかということを示してございます。

まず、可燃ごみにつきましては、やはり多いのが一般収集ということで、あと一般持込みが約21%という形になっています。不燃ごみ、粗大ごみにつきましては、やはり一般持込みが大多数、78%を占めています。

17ページになりますが、ごみ処理量の実績ということで、収集されましたごみですね、リサイクルに回せるものが、分別してリサイクルに回すもの、そして、もう埋立て処分を行うもの、そして、メインとなります焼却処理を行うものの内訳をそのページに示しております。

その下の表と円グラフにつきましては、リサイクル量の実績ということで、リサイクルに該当するものの割合を示させていただいております。

続きまして18ページになります。近隣市町村との比較ということで、吉野町の近隣の川上、東吉野、大淀、下市、そして、今、可燃ごみのほうの処理を委託しております樫原市さん、そして、民間業者に処理を委託している自治体ということで斑鳩町さん、上牧町さんの町民、それぞれ市民の1日当たりの排出量ということでお示しをしております。吉野町、1日当た

り約893グラムの排出量ということでございます。奈良県の平均が898グラム、ほぼ奈良県の平均に近い数字となっております。

19ページでございますが、ごみの排出量の予測ということで、令和2年を基準に令和10年までの予測を立てさせていただきました。ごみの排出量につきましては、やはり人口減少と、全体的には、総排出量につきましては、令和2年を2,355トンといたしましたら、令和10年は1,939トンまで減少するであろうという、これは予測でございます。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。奈良県内の広域化の動きということで、平成28年度末現在で奈良県下でございます清掃工場の数を示させていただいております。一番左のほうの数字の上の色づけなんですけれども、この赤といいますのは、例えば奈良市さんから天理市さんのほうなんですけれども、日の処理量が200トン以上になっていて、そして、その次の緑のほうは、日の処理量が100トン以上、そして、青が50トン以上、そして、だいたい色ですね、これが、日の処理量が50トン未満の清掃工場がこれだけ現在ございます。

21ページでございますけれども、県内の広域化の動きを下の表19で示させていただいております。大きく、やまと広域環境衛生事務組合、構成市町村は御所市、田原本町、五條市。続きまして、山辺・県北西部広域環境衛生組合、大和高田、天理、山添、三郷、安堵、川西、三宅、上牧、広陵、河合。さくら広域環境衛生組合、大淀、下市、黒滝、天川、川上、東吉野。桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会で、桜井市、宇陀市、曾爾、御杖。橿原・高市地域としましては、橿原市、高取町、明日香村。そして、県北部地域としまして、奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、斑鳩町。進捗状況については、説明のほうは省略させていただきますが、以上の様子で広域化の動きというのは進んでおります。

22ページになりますが、これは県内の市町村図で、それぞれ、平成30年の時点では県内で23施設のごみの処理工場がございます。それぞれの組合がございます。それが令和5年の時点では15施設まで広域化がされるであろうということで、それぞれの組合ごとに色分けをさせていただきます。吉野町の場合は、今のところ白という形で示してございます。

急いで説明いたしましたが、今のところが吉野町におけるごみ処理の現状についてということでございます。

委員長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

では、私のほうからちょっと質問させていただきます。まず、18ページなんですけれども、18ページに比較対象市町村と書いてあって、吉野町のところが、1日1人当たりのごみ排出量が893グラム、先ほど言われました。奈良県では898ということで、大体700、800ぐらいになるわけなんですけれども、斑鳩町が729ということで比較的少ない、これは何か理由が。

事務局： 斑鳩町さんにおかれましては、早くから民間の業者に委託しており自分とこのごみを県外の地域にお願いするに当たり、できるだけごみの排出を抑えるという努力をされたというふうに聞いております。例えば細かい分別の仕方、また、リサイクルとかそういうふうな部分でごみの減量化を図って、委託先の地域に環境負荷をかけないということの現れじゃないかと思っております。

委員長： もう一点ですけれども、表の17、19ページですけれども、一覧表のごみの排出量の予測が出てて、令和2年から令和10年出てるんですが、令和2年では1,624トン、それから令和10年では1,237になってますね、人口が6,800人から5,190人に減るからという説明だったんですが、1日1人当たりのごみ量が947から1,024に増えてる、この辺どうしてか、予測だから統計的にやったんだよなんていう話でも、もし分かったら。

事務局： ごみの全体量が減っているのに1人当たりの量がやっぱり増えておるということで、ちょっと電卓たたきながら考えたんですけれども、確かにごみの量は減っている以上にちょっと人口の減少という部分で、割る数が小さくなりましたので、それで1人当たりのごみの量を出した場合に数字が大きくなったんだろうと思っています。

委員 長： それか一人世帯が非常に多くなって。

事 務 局： それも含まれると思います。

委員 長： どちらにしろ減量というのを視野に入れる必要があるということで考えています。分かりました。斑鳩町と比べると、奈良県の一般的な数字であるけれども、減量していないところと比べると頑張っていることが分かったかなど。

ほかに何かご質問は。

委 員： 一般ごみのことなので、本来違うのかも分からないんですけども、半年ぐらい前に、吉野町内に産業廃棄物処理場ができるというようなお話が、うわさがすごくあって、町内に反対の看板とかあって、いかにもできるのかなとか思ったんですけど、そういう部分に関して何かご存じじゃないかなと思ひまして。

委員 長： 先ほど、半年ぐらい前に産廃が建つといううわさが流れて、反対の看板もあったんで、その事実関係はいかがなんでしょうかというご質問だと思います。

副 町 長： 先ほど事務局から説明がありましたが、当初吉野広域行政組合の3町村で処理をしてきましたが、その後、新たなごみ処理施設建設の為にさくら広域環境衛生組を組織して、7町村で平成28年4月から、建設場所、処理施設の規模等について協議をしてきました。そのような中で、昨年10月に吉野町が組合から脱退することになりました。脱退した経緯につきましては、建設費用に対する負担割合がごみ量割となっており、全体事業費の約4分の1を負担しなければならない中で、全体事業費が不透明なところがあり、組合事務局に文書で説明を求めましたが、回答をいただくことができず、また議会からの費用負担額についての指摘に対しての説明もできま

せんでした。

正式脱退するまでに、吉野町のごみ処理について、トンネルコンポスト方式、民間委託、他の自治体委託等検討していた時に、昨年7月に民間業者が参入したいとの提案がありました。当初は、現在の三町村クリーンセンター敷地内で、中間処理施設として、産業廃棄物と一般廃棄物の処理施設の提案がありましたが、敷地面積が狭いということで、断念されました。

その後、11月下旬だったと思いますが、企業から再度提案があり、11月に議会に説明をさせていただきましたが、その情報が私どもの説明不足等により、地域住民の皆様方に大変ご迷惑をかけてしまいました。1月にそのことについて地元へご説明に行かせていただき、また住民の皆様が疑問に思われていることについて、1月22日に回答書として説明をさせていただきました。

ただし、処理施設建設については、市町村長の意見、設置場所の自治会の同意、隣接する土地所有者の同意というものが、事前協議の中では不可欠ということになっていますが、町民の皆様、特に地域の皆様にご心配をかけてしまい大変申し訳なかったと考えています。また、現在のところ企業からの提案や計画は有りません。

委員： どうだったかなという疑問で。ありがとうございます。

委員： 私が聞いているのは、その時の民間企業からの提示は、吉野町だけの一般廃棄物と産業廃棄物をプラスした施設でした。吉野町として企業が来てくれると吉野町民にとってプラスの条件として、雇用が生まれるとか、それ以外のメリットも色々あると聞いた事があります。

副町長： 中間処理施設ということでございますので、産業廃棄物と一般廃棄物を処理する施設であります。

委員： それをただで処理するという話？

副 町 長： そのことについては、具体的な計画も無かったのですが、町の一般廃棄物の処理については、何らかの条件をつけることもできるのではと思っていました。

委 員： まだ今も進んでないと言う事ですか。

副 町 長： 進んでないです。

委 員： それもこれからの案には入らへんわけですか。

副 町 長： 民間参入については、住民の皆様への説明が不可欠であり、住民の皆様のご理解とご協力がなければ、進めることはできないと思います。

委 員： ごみ処理場は昔と違い、今はもう大阪の街の中でごみを焼いてるような時代なので、新しい施設を見に行ったり、勉強して前へ進んでいくのも必要では。これから人口が減るばかりで、吉野町の負担が増えないようにじっくりと考えていったらいいんじゃないかと思いますけど。

副 町 長： あくまでも、まず説明責任を果たしていくということが前提になります。

委 員： 今回の件に関してなんですけども、平成24年頃に現在のクリーンセンターに替わる次の処分場候補地の公募とかありましたけども、今後そういうことは考えておられるんですか。

副 町 長： このあり方検討委員会では、後で説明をさせていただきますが、可燃物処理方法について環境面、経済面、実効性等を比較検討いただき、方針を出していただきたいと考えています。

委 員： 検討委員が決めていくのですか。

副 町 長： そのように考えています。出していただいた方針により、町長がごみ処理方法についての方向性を出してもらうこととなります。

委 員 長： この委員会の中で町から提供される今後のごみ処理のあり方の諸条件について吟味して、この吉野町として何が一番ふさわしいかということをご皆さんで議論して、これが一番いいんじゃないのということを町長のほうへ提案するという段取りに。

委 員： 今日はそこまでの突っ込んだ話はやりませんか？

委 員 長： 今日は、先ほど、冒頭の説明にありましたように、日程がありますよね。2 ページかな、このページに委員会のスケジュール及び検討内容についてというのがあって、それで、今日は一番最初なんで、これまでの検討経緯について、それから委員会の公開、委員会の設置要綱、それから会議運営等について、それから吉野町のごみ処理の現状について、今後の検討事項ということで、今日は取りあえず今の吉野町のごみ処理の状況ということをご皆さんと共有して、その勉強をしていただく。だから、先ほど来ありましたように、1 人 1 日当たりごみ量だとか、将来的にはこれぐらいになるとか、それで数値を出して、それを基に次回以降、第 2 回、第 3 回として決めていく、第 4 回でまとめをして町長に提案をするという順番になります。

委 員： ある程度方針を決めないと。4 回ぐらいまでなので、第 2 回まで 1 月以上あるので、その期間で、11 月までに決めるという話なので、方向性を考えるべき。ある程度ごみの量減らせと言っても、それはなかなか難しいと思う。樫原へごみを預かってもらっている状況の中で、方向性を先に決めると、次の段階の準備の話ができると思います。

委 員： 今後も延長してくれるのであれば理想やけども、吉野町が永久に続く限り焼却も永久に続くのだから、自分たちの吉野町のごみ処理は吉野町で、

今はお金かかっても仕方がないけども、自分らのごみは自分らの町で処分するというのが私の理想です。

委員： 僕も同じ考えです。

委員： 家のごみをよそへ持っていきません。隣の家へ持って行って、燃やしといてというわけにいきません。やっぱり自分らの出したごみは自分たちで処分しないと。今、約7,000人おるけども、5,000人になっても3,000人になっても吉野町はあるわけで、その問題はもう放すことはできません。私の意見は、自分らの発するごみは自分らの町で、さくらを抜けたって戻るわけにいけへんやろうし、新たな大きな道筋を、多少はお金、今要っても仕方がないと思う。やっぱり自分らのごみは自分らの町で。

委員： 今現在、ごみ処理に費用を要している状況で、今後は吉野町として企業を引っ張ってきて、負担が少なくなるような提案をしていただいて、何もかも反対や、何もかも賛成じゃなしに雇用につながる。税金にもつながる事になれば良いと思います。

委員： 今までは数字的な説明ばかりなってきたからだと思うんで、検討へ入ったらどうですか。

委員長： ちょっと資料見てると、今後の検討事項ということで、令和3年度以降のごみ処理についての整理をされているようですが、これをさらにまとめていくんだと思うんですけれども、取りあえず今の、例えば吉野町にはどのくらいのごみがあって、どこで処理されているのというのをまず理解していただきたいという話だと思います。その上で、じゃあ次どうするかということを考えていくということだと思いますので。

副委員長： 確認だけしときたいのですが、橿原市にはいつまでと言われているんですか？

副町長： 吉野広域行政組合と橿原市で協定書を締結し三町村が、平成29年4月1日から令和3年3月31日まで搬入させていただくことになっています。

期限後の搬入については、協議をさせていただいていますが、さくら広域環境衛生組合には、川上村、東吉野村が加入しており、また施設の稼働時期が令和5年度と聞いていますので、さくら広域環境衛生組合稼働までのごみ処理と稼働後のごみ処理を分けて、今後のごみ処理方針を検討していただく必要があると考えています。第2回目の検討委員会では、詳細な内容や方向性も含めて検討いただきたいと思います。

副委員長： 今、吉野町の、ごみ処理のやり方そのものは吉野町民の、私は評価させてもうとるし、パッカー車を自前、町で買われて、ダンプも買われて、高齢化していく吉野町の先を見据えて、玄関口までごみの収集をされてるというのは非常にね、先を見越されてる、どれだけそれに費用かかってんねやというのは別にしてね、住民に対して優しいごみ処理の仕方やと思ってるんです。

ただ、どなたかしゃべってましたけど、自分とこのごみはやっぱり自分とこの町で処理をしていくのが基本ルールやと思うんですけど、吉野町の人口、さらに急激に減ってきて、ただ、ちょっとグラフを見せてもうて、ごみ総量が減り方が少ないな、かえって増えてるような部分、横ばいの状態も見られますし、ほんまにこの数字でちゃんとしてくれとるのかなという、非常にね、これから先を見越す意味で非常に大事な部分なので、再度チェックをしてほしいなど。

このごみの処理計画、処理方式というのは5年、10年のスパンで考えていかんと、来年、再来年までは決まっているけどでは住民が非常に不安やし、心配やしというところがあるので、これから検討委員会でそこらのことも委員の皆さんと詰めていかならんやと違うかなと私自身は思ってるんです。

委員長： ありがとうございます。

委員： 今の三町村クリーンセンターの焼却炉を改修した計画ということになると、先ほども、ごみは自分とこで処理するという場合には、今の三町村のほうに持って行くことになるんで、クリーンセンターを改造した分担費用でいけるんか、そうか、先ほど副町長言われたように、さくら広域で今の吉野町の負担割はどれぐらいの金額なのか、それから、さくら広域行政組合に再度戻ることにはできないのか、どれかの選択で一番吉野町のいい方向を考えるとしたら、都合ですみませんが、次回の委員会でちょっとお聞きいただいたらと思います。

委員： 本当に一個一個、さくらにはもう戻られへんというのは、もう決定してますねん。さくら広域組合から吉野は脱退してるんですから、戻られやしませんでしょ。復活できません。もうほんならその話はなしですよ。そしたら、さくらのもそこのやつももう駄目です。復活できませんので。新たに作らんと、あるいは他自治体とか、それは分かりませんが、今持っていととこへ延長させてもらって、その間に吉野町のごみのものを考えることとかの方法もあるけども、今の委託先が令和3年3月31日で終わりますねんと言われたら、もうほんなら、今、ここでまたさくらに戻りましようって、現実の話じゃありません。半年でできません。またやっぱりひとつひとつ潰して行って、さくらには戻られへん、委託先とは期限がある、そしたら次は他の市町村にお願いする。選択肢がないんだと、そうか新たに作るっちゅう、新たに作るという選択肢なんかもう今じゃほとんど、金額的にも用地面にしても何にしても、今から不可能な話です。そしたらやっぱり今お世話になっとる委託先で、令和3年3月31日じゃなしに、あと2年でも3年でもお願いできたら、そうか御所市とかいろんな市はありますけども、そこへ取りあえず頼まないと、壊すの、処分するというののないのと違います。

委員： 僕が聞いた話では、企業さんが中間処理、産廃の処分場をこしらえて、吉野町の一般廃棄物も処理するという話で聞きましたけど、うそか本当かどこまでの交渉に入っているのか知らないですけど、それなら吉野町は絶

対得やと思います。場所の提供だけであって、土地があるのなら来てくださいよと。それも一つの手じゃないかと。ごみやから、あかん、と言うんじゃないしに、雇用、税収につながるの、その辺も1つ進んで考えていて、早く吉野町で、自分とこでできるような施設をとこのもいいんじゃないかなと僕は思います。

委員長： 取りあえず論点整理したいと思うんですけど、委員さんがおっしゃったのは、今の委託先はいつまでですよという、これは令和3年3月31日までで、さらに延長すべく、今、交渉をしているというお話がありました。

それからもう一点、委員さんのほうは、高い、高いと行って、さくら組合の負担金が一体全体どのぐらいなのか。それから、今おっしゃった、少し施設整備して改善したらどのくらいお金かかるのか。それから、さくらに戻る手だてはないかという、この3つの質問で、次回で結構ですので、次回に整理をしていただけたらと思います。産廃のは、先ほど来事務局で説明して、建たないということですので、取りあえずそれを建つ、建たないとやってても前に進みませんので、取りあえず建たないということを知ったということにしておきたいと思います。

取りあえず今の現状を整理していただく中で、我々が同じ共通の認識を持って、どうしようかということを考える会にしたいということになるかと思うんですけども、取りあえず今後の検討事項、これをね、頭出しだけでも、これで決めるということじゃなくて、今考えられてる現状としてはこんな考え方で、それについて皆さんにご提示したいということでございますので、ちょっと今後の検討事項について説明をお願いします。

②今後の検討事項（令和3年度以降のごみ処理）について

事務局： では、資料23ページから、5、今後の検討事項、令和3年度以降のごみ処理についてというところを説明させていただきます。

現在あります吉野三町村クリーンセンターの焼却処理棟は、今後解体撤去を進めることとなります。現在稼働している粗大ごみ処理施設、またリサイクルセンターを含めた敷地面積は約5,890平方メートルとなります。この

跡地の利用を検討していくことが有意義であり、その場合は吉野広域行政組合と協議していくという形で書かせていただきました。

先ほどからお話がありましたけれども、1) さくら広域の新施設の稼働、令和5年度ですけれども、それまでのごみ処理について、吉野三町村での処理が前提となるため、構成自治体である川上村、東吉野村と協議を進めていくとともに、現在可燃ごみ処理をしている橿原市とも引き続き協議を進めていきたいという形になります。

2) 令和5年度以降、さくら広域の新施設が稼働した後のごみ処理についてですけれども、川上村、東吉野村のさくら広域での処理の移行に伴いまして、吉野町は単独でのごみ処理となります。そのため、可燃ごみと不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみのその他のごみについて、それぞれ処理を検討するという形になります。

続きまして、(1) ごみ処理の方法というところになります。可燃ごみ及び不燃、粗大、資源ごみ、その他のごみの処理について、これまでの検討も踏まえて、考え得る方法を下の表に示しております。

表20が可燃ごみの処理の方法になります。上から、1-1、町単独での新施設の整備ということで、ごみの焼却処理施設を整備するという方法になります。2つ目が、1-2、町単独での新施設整備ですけれども、こちらについては、トンネルコンポスト施設、先ほどのお話もありましたけれども、それを整備する方法になります。3つ目、2-1、処理委託ということで、県外の民間処理業者へ委託する方法、2-2としまして、同じく処理委託、こちらについてはほかの自治体に、県外の自治体に処理を委託する方法ということが考えられます。3としまして、新たな広域、また共同処理の検討ということで、将来的な広域再編を見据えた関係市町村との協議、検討を開始するというところを見据えた検討方法になります。

表21については、その他のごみの処理方法ということで3つ挙げさせていただいております。1つ目が直営で処理する方法、こちらについては、リサイクル施設を設置し、そこで処理する方法となります。2つ目が民間処理業者へ委託する方法、こちらについては、ストックヤードを設置し、そこから委託先の施設へ運び、そこで処理する方法となります。3つ目が、

上の2つの折衷案といいますか、直営及び一部民間委託ということで、品目によって一部を民間業者へ委託、一部を直営で処理するというそれぞれの方法になります。

続いて、24ページ、(2)としまして、前のページで挙げました可燃ごみの処理方法について比較検討していく上で、検討するその項目について示したものが表22になります。3つありますけれども、1つ目が環境的側面、2つ目が経済的側面、3つ目が実現可能性という3つで、右に書いております着眼点に沿って、これ以降で比較をしていきたいと考えております。

比較をしたものが次のページ、25ページのほうになりますので、ご覧ください。左から、先ほど示しましたけれども、左から1-1、町単独でごみ焼却処理施設を整備する方法、左から2つ目の列が、町単独でトンネルコンポスト施設を整備する方法、中ほど、2-1としまして、民間処理業者(県外)に処理を委託する方法、2-2としまして、他の自治体に委託する方法ということでそれぞれ記載をさせていただいております。

一番上の列に関しましては、前のページでありましたように、比較項目の1つ目としまして、環境的側面をそれぞれ示しております。1-1の方法ですと、焼却処理に伴うダイオキシン類等の有害物質、また温室効果ガスの排出による環境負荷が考えられると。1-2としましては、ごみを焼却するということになりますので、先ほどの1-1、左の1-1と比べると、影響は小さいということが考えられます。

中ほどの2-1、県外の民間処理業者に委託する方法ですと、施設を稼働することによる直接的な環境負荷というものはありませんけれども、委託先では施設が稼働しておりますし、そこに持っていくところで車両を運転することになりますので、間接的な環境負荷は考えられます。その右、2-2についても、2-1と同じように間接的な環境負荷がそれぞれ考えられるというところで示させていただいております。

その下になります経済的側面ということで、上には初期投資、下には管理ということで項目を挙げて記載させていただいております。1-1、ごみ焼却処理施設を整備する方法ですと、施設建設費が割高となるということで、交付金については考えられないという方法になります。1-2、トンネル

コンポスト施設を整備する方法としましては、交付金を見込むことができるということで記載をしております。

2-1、2-2については、一度中継施設を建てた後、持っていくという形になりますので、中継施設の建設費が必要になってくるということになります。

続きまして、その下にある運営管理についてですけれども、1-1については、施設運営費が割高となります。1-2については、可燃施設の運営費、また、それ以外に可燃以外の施設運営費も必要となってくるような形になります。

その横の2-1、2-2の方法についても、可燃処理の委託費と、可燃以外のごみの施設運営費が必要になってくるという形になります。

その下、中ほどですけれども、実現可能性というところになります。1-1の方法では、町内で焼却施設を建設することについて、住民の理解を得ることは難しいということで書かせていただきました。

1-2、トンネルコンポスト施設については、それを事業として行っているところの実績が少なく、理解を得ることがなかなか難しいというところと、小規模施設のために、処理委託費が割高となるというところを書かせていただきました。

2、処理委託のところですが、2-1としまして、県外の民間処理業者に委託する方法ですが、中継施設の建設費が必要になってきますけれども、スケジュール的には実現可能性が高い方法である。しかし、あくまで暫定的な措置であり、恒久的な依頼はできないという形で書かせていただいております。これは、同じくその横の2-2、県内のほかの自治体に頼むところも同じですが、あくまで暫定的な措置であり、恒久的な依頼はできないという形で書かせていただきました。

その下にそれぞれの課題等ということで書かせていただきましたけれども、それぞれの方法いずれにも言えることですが、新施設を建てるための用地をそれぞれ確保しなければならない。1の方法ですと、それぞれの処理施設、2の処理委託の方法ですと、中継施設を建設する場所がそれぞれ必要になってくるというところを書かせていただいております。

それ以外については、1-1、ごみ焼却処理施設については、処理単価が割高となる、先ほども書かせていただきましたけども、割高となるというところが課題として挙げられると考えられます。1-2、トンネルコンポスト施設については、ぽつの3つ目になりますけれども、生成物を利用するその先を確保しなければならないというところが考えられます。

2-1、県外の民間処理業者に委託するところでは、2つ目に書いておりますけれども、処理委託単価が高騰する懸念があるというところが考えられます。2-2については、ぽつの2つ目ですけれども、関係自治体との協議が必要になってくるというところを書かせていただいております。

その下には、それぞれ備考のほう書かせていただいておりますけれども、1-2、トンネルコンポスト施設については、実績としましては、香川県の三豊市で行っている実績があります。

2-1の実績、県外の民間処理業者へ委託する方法としましては、奈良県内ですと、先ほどもありましたけれども、斑鳩町さんや上牧町さんが同じように民間処理業者に委託する方法を取っております。

以上が25ページの説明になります。

委員長：先ほどの質問に関係するんで、参考のところをちょっと紹介してもらえますか。

事務局：表の一番右の列ですが、参考としまして、民間事業者による処理（産業廃棄物と一般廃棄物）というところを書かせていただきました。上から順に、環境的側面になりますけれども、焼却処理に伴うダイオキシン類や有害物質、また温室効果ガスの排出による環境負荷が考えられると記載をさせていただきました。

経済的側面について、初期投資では、町が負担する施設整備費はないということになります。運営管理については、可燃処理委託費について、民間事業者との交渉が期待できるというところですがけれども、別途燃えるごみ以外の施設運営費は必要になってきます。

その下、実現可能性ですけれども、こちらについては、実績が少なく、住

民の理解を得ることは難しいと考えられます。また、積極的に参加する事業者が非常に少ないというところも考えられます。

その下、課題等というところですが、関係地域・町・県との事前協議が必要になってきます。また、同じく新施設の用地確保等々が必要になってくるといところで、あと、事業に参加する民間事業者を確保するところも課題として挙げられるということでこちらのほうに書かせていただいております。

委員長： 産廃施設について若干述べさせていただきますと、ごみ処理の世界では、産業廃棄物と一般廃棄物が両方あるわけですが、一般廃棄物は市町村がやるか、もしくは一廃業者ができるわけですが、産業廃棄物については、市町村の業務の範囲ではないのです。それぞれ産業廃棄物については県の許可が必要、それから一般廃棄物なら届出、つまり市町村が一廃の施設を整備する場合は届け出が、事業者が産廃施設や一廃施設を整備する場合は許可が必要で、許可はなかなか審査が厳しいというふうに言われていて、実際、私、埼玉県の産廃施設の許可の審査委員やっていますので分かるんですけど、そのときに、ここに書いてあると思うんですけど、町・県との事前協議が必要って書いてありますけども、何か関係者、基本的に住民同意、地元の住民同意が必要になりますので、なかなかこれが1つの大きなハードルかなと。

じゃあ次、続けてください。

事務局： 続きまして、26ページの表を御覧ください。こちらについては、各方法について、費用面について比較したものになります。

委員長： 簡単に説明してください。

事務局： 下の表になります、水色のところですが、上から初期投資総額、A、中ほどにBとしまして20年間の運営費、Cとしまして利子を考えまして、それぞれの合計が表の一番下、負担合計というところになってきます。

1-1、ごみ焼却処理施設については、一番下の金額になりますけれども、約37億円、1-2としましては約35億円、2-1、県外の民間処理業者へ委託をする方法ですと29億円、2-2、ほかの自治体、県外の自治体に処理委託する方法としましては24億円、一番右に参考としておりますけれども、新たな広域の枠組みに参加する方法ということで試算したものが約21億円という形で、あくまで概算というところですが、それぞれの金額を算出のほうしておりますので、ご確認をいただきたいというふうに考えております。

委員長：先ほど来ありますけど、環境的側面、経済的側面、実現の可能性、それから副委員長が指摘されたように、長期的スパンで考えていかないといけないということになるかと思うんですけど、取りあえずこれは事務局で整理をされた内容で、これが絶対的に最終版であるということではないとは思いますが、考え方としては3つあって、3つの中の2つが2つになって、1つが町単独で新施設整備、焼却施設を造る、それからトンネルコンポストが、四国の三豊の分が非常に効果を挙げているといえば挙げているんですけども、なかなかコンパクトにうまくいってないのはあります。

それから、処理委託ということで、県外の民間処理業者、これは全国に幾つかそういった自治体からごみを受けて処理している事業者さんがありまして、特に手数料という形でやっています。これについては、運搬経費と、それから処理委託料が多分ありますけど、数字がこちらに出ていると。2-2として、他の自治体、実際に今、橿原市さんをお願いをしているわけですが、橿原市さんをお願いすると比較的減額ですけども、先ほど確認したように、来年いっぱい、来年の3月31日で一応契約上は切れるというふうな現状も迎えてきている。

それからさらに、将来の奈良県内の広域処理をさらに大きくしたところに参加をしていったらどうか、これはもう本当に長いスパンになるかと思うんですけど、環境省は平成31年の3月に第2次広域計画策定の通達というのを発出しまして、最初の平成9年にダイオキシン問題で、ごみ処理施設を

大きくしたほうがダイオキシン対策にとってはいいということで、大きい施設を作りなさいと、具体的には300トンぐらいのを作れと、最低限100ぐらいということなんですけれども、この31年になって、広域化したほうがいろいろな観点から見て有意義だということで、さらにもう一度計画の見直しで広域化してくれということを出していました。

奈良県では、いわゆる組合でやる分については、それぞれのごみの量が少ないので、小さな組合になってくることは否めないかと思いますが、将来的に県がもっと大きな枠組みで広域化を進めるということになれば、それに参加するということになって、このぐらいだと思いますよって話、そういう試算です、あくまで試算だよ、これで決定ということではないよと、こういったことをベースに、今まで現状を説明してもらって、それから今後の、市町村の構成含め、こんなのがありますよということを見せていただいて、共通の認識の下に今後議論していきましょうというのが今日のスタートだと思います。

ここまでで何か質問ありましたら。

委員： すみません、1つ質問です。

委員長： はい。

委員： このP26のね、1-2のトンネルコンポストという施設はどういう施設になっとんのか全然分からない。それで、ここが実施してますよということですが、香川県。

委員長： ちょっと次回までにトンネルコンポストの資料を用意して、皆さんに提出していただいて。

事務局： 今、手元にあるんですけど、お配りさせていただいてよろしいですか。

委員長： あるんですか。そしたら、説明をしてもらえますか。

委員： このトンネルコンポストと言うのは、たしか議会で否定的な意見が出てるのを、またここでやるんですか。

委員長： いや、こんなのもあるよという案であって、これをやりますということではないという理解をしてよろしいですか。

委員： 議会ではもう既に、この内容も、非常に機械高いから、全然吉野町と合わないというふうに聞いております。だから、それを委員会で話をするのであれば、議員さんにも説明が要るんじゃないでしょうか。

委員長： じゃあ、事務局、お願いします。

事務局： ここにもう一度トンネルコンポストという形で挙げさせていただきましたのは、もし吉野町で、できるできないは別として、する方策は何があるかということで、自前で焼却施設を建設する、またトンネルコンポストもあるんじゃないでしょうかという提案でございます。

今、手元のほうに、このトンネルコンポストの資料を、お配りさせていただきました。可燃ごみの中には有機物、生ごみとかたくさん含まれております。生ごみ、それからナイロン、紙製品、それをこのトンネルコンポストというコンポストの中へ投入しまして発酵させます。そうすることによりまして、生ごみ分が分解されて、残り残ってきてますのがプラスチックやナイロンや紙など、有機物でないものが残ってまいります。まず一旦はそこで減容がされます。

そしてその後、中は結構高温になりますので、乾いた状態でナイロンとか紙とかが排出されますので、今度それを圧縮して固形燃料にします。そして、近くに、三豊市の場合でしたら、近くに製紙工場、紙の工場ですね、それがたくさんございまして、そこの燃料に供したりしておるといふふうにお聞きしました。

トンネルコンポストだけで全て完結するわけではなく、ちょうどこの写真の

一番右下ですね、右下に固形燃料という形で、ちょうど直径にしたらこのマイクの頭ぐらいの石炭に変わるような燃料化、ここまで製品化して完結するような形でございます。煙も出ないし、いいんじゃないかということで研究はしましたけれども、この最後の固形燃料を利用する部分がこの近隣ではございません、なかったということで頓挫したような次第でございます。

委員： 内容は割と文章とか説明ではよく分かるんですけども、議会でね、非常にいいからやるというんじゃないしに、反対の意見ばかりでした。それをまた我々が検討せよというのは、ちょっと私は不自然だと思います。

委員長： その辺も次回きちっと整理しながら絞り込みをしたいと思いますので、取りあえずこれについては、議会で駄目だという評価をしたという事実を皆さんが知ることが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、用意された議題は全部終わりました。今日は少し頭出しで、皆さんの思いがあって議論をたくさんしたのだと、思いをそろえてぶつけてくれたのだと思いますので、取りあえず以上をもちまして、議事については、取りあえず今日のところはこれで、あと3回ありますので、3回でさらに議論を深めてまいりたいというふうに思います。それで事務局よろしいですか。

事務局： はい。

委員長： いいですか。それでは。

事務局： 次回の検討委員会の日程を、できましたらお願いしたいと思います。

委員長： 次回ですか。いつ頃がいいですか。

事務局： 7月の下旬から8月の上旬。

委員長： 7月の下旬から8月上旬。ですから、そこは悪いけど皆さんで取りあ
えず決めて。第2回、なるべく早いほうが今日の議論忘れないでできますの
で、できましたら7月の下旬ということなんですけど、7月の27日の週な
んですけれども、いかがでしょうか。27、28、29、30、31なんですけど、
都合が悪い方。私、27、28、29がちょっと都合悪いので、30日か31日にし
てほしい。30日都合悪い方。事務局のほうどうですか、30日。

事務局： はい。大丈夫です。

委員長： じゃあ次回は7月30日ということにしたいと思います。資料はそのとき
きちっとまた用意してくれるというふうに考えてよろしいか。

事務局： 本日、ご審議いただいた分の内容を整理させていただいて、事前に配付
させていただいて、またご一読いただいたらと思います。そして、2回目
のときにご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

委員長： 資料は事前に配付して、今日の質問事項についても整理をできるだけし
てください。

事務局： はい。議事録につきましても、作成でき次第、皆さんにお配りさせてい
ただいて、見ていただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長： はい。ありがとうございます。
それでは、次回は7月30日の14時からということにいたします。

委員： 委員長。

委員長： はい、どうぞ。

委員： 終わりかけですけども、さくら広域から脱退されて、いろいろ苦勞して
されていると思いますが、他の市町村でも同様の事例で、頑張っておられる
ところを聞いた事はないですか。あれば話を聞くとかすれば参考になるの
では。

事務局： 他の自治体でということですか。

委員： はい。ほかの自治体で、そういうところがあれば、お教えいただきたい
と思います。

委員長： 他事例の調査ですね、委員会としてのね。

委員： スムーズにいつてるところじゃなしに、脱退されて同じように苦勞して
るところ、そういうところを教えていただけたらありがたいと思います。

委員長： じゃあ、その辺はちょっと検討して、次回もし整理していただいてと思
います。

委員： 今、約2時間ですけど、2時から4時、そしてあと3回、6時間、約6
時間ですよ、それで結論というのは持っていける時間ですか。それで持つ
ていく自信があるということですか。ないしは結論ありきですか。

事務局： あくまでも予定ですので、内容によっては5回、6回と延びる可能性は
あると思っておりますので、それは4回とは決まっていない、一応案は4回です
けれども、延びる可能性はあると思っております。

委員： 決まったら、それはもう最高にいいと思うのですが、2時間でこの大
事なことをあと3回、6時間で結論が出るかいったら、私自身は、大概難
しい話。一番難しい話ができるんかなと今思って、それで、延びる、最終
は4が6回とかそういう可能性があるというふうに聞いたから、ちょっと

安心しましたが、あと6時間で本当に結論出せるのかなあとおぼえておりました。

副町長： 会議資料を事前に見ていただいて、議事録も見ていただき、それを見ながら次、意見をいただく、そういうような形でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員： 分かりました。すみません。

委員長： よろしくお願ひします。

以上で用意されてる議題は全て終わりました。事務局のほうから何かございましたら。いいですか。よろしいですか。

事務局： はい。

委員長： では、以上をもちまして、第1回吉野町のあり方検討委員会を終了します。